

## 宮崎県北部広域行政事務組合職員の給与、勤務時間 その他の勤務条件等に関する条例

(昭和41年3月9日制定)

(改正 昭和60年4月1日)

(改正 平成7年2月21日条例第1号)

(改正 令和5年2月27日条例第2号)

### (目 的)

第1条 この条例は、宮崎県北部広域行政事務組合の職員（以下「職員」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (準 用)

第2条 次の各号に掲げる条例は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

- (1) 延岡市一般職職員給与条例（平成12年延岡市条例第26号）
- (2) 延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和59年延岡市条例第23号）
- (3) 延岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年延岡市条例第2号）
- (4) 延岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年延岡市条例第2号）
- (5) 延岡市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和26年7月20日延岡市施行）
- (6) 延岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年8月13日延岡市施行）
- (7) 延岡市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年3月2日延岡市議会議決）
- (8) 延岡市職員の定年等に関する条例（昭和58年延岡市条例第12号）
- (9) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年2月13日延岡市施行）
- (10) 政治的行為の制限に関する条例（昭和26年10月1日延岡市施行）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月21日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。